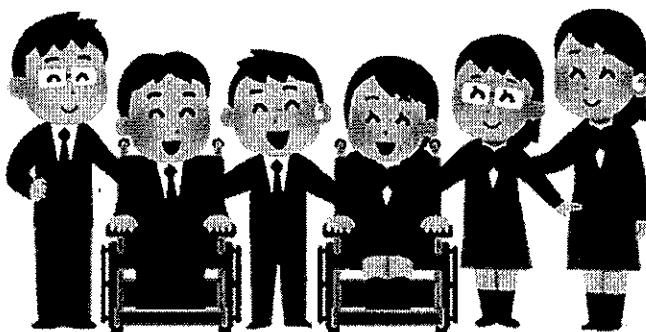


滋賀県障害者差別のない 共生社会づくり条例 の施行状況等について



令和2年(2020年)2月13日
滋賀県健康医療福祉部
障害福祉課

1

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 検討経過(諮問～答申)

問題意識

- ① 障害者差別解消法の実効性の補完
- ② 障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える人に対する課題

検討経過

- 滋賀県社会福祉審議会に諮問（平成29年5月19日）
- 条例検討専門分科会を設置して検討

⇒ 審議会3回 分科会4回 分科会WG7回 開催
⇒ 過去の事例や収集した差別事例973件に基づく検討

滋賀県社会福祉審議会から知事
へ答申 (平成30年6月5日)

共生社会づくりを目指すための条例 の骨格について(答申)

＜抜粋＞

この答申を基に、障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例を制定され、関連施策を総合的かつ計画的に推進されることを期待します。

なお、この条例とは別に手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性については、全県的な議論を早急にしていくことが望まれます。

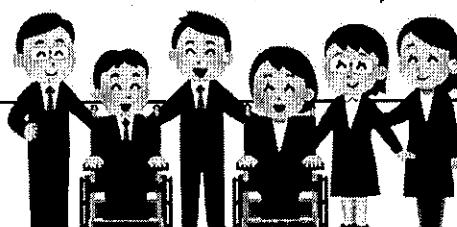
3

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例

目的

- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・障害者の自立および社会参加に向けた取組の基本理念等を定める

⇒全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする



条例の前文

※前文とは・・・その条例の由来や経緯、その基本原理を述べる部分です。

○全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。障害の有無にかかわらず、一人ひとりが基本的人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現は、私たち県民に課せられた責務である。

○滋賀の先人は、福祉の実践の中で障害者の放つ命の輝きに社会を変えていく力があることを見いだし、「この子らを世の光に」の言葉に代表される福祉の思想を遺した。この思想は滋賀の各地に広がり、更なる福祉の実践を生み出してきた。

○一方で、滋賀ではかつて深刻な障害者虐待があり、その教訓を踏まえ障害者の権利利益の擁護に取り組んできたが、依然として人権侵害や生活上の制約に直面している障害者が存在する。さらに周囲の無関心や理解不足により孤立する人々が存在する。

○障害者権利条約は障害者の人権や基本的自由の享有の確保や、障害の社会モデルに立脚し社会的障壁を取り除くことは社会の責務であること等を示した。これは、福祉の実践を通じて社会を変えようとした滋賀の先人の思想に通じるものである。

○私たちは、改めて障害を理由とする差別の解消を誓うとともに、先人の思想を道しるべとし、障害の有無にかかわらず、一人ひとりに社会を変革する命の輝きがあることを信じて、共感と連帯、そして協働による共生社会を実現することを決意し、ここに条例を制定する。



①障害の捉え方を「障害の社会モデル」に！

障害がある者が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方

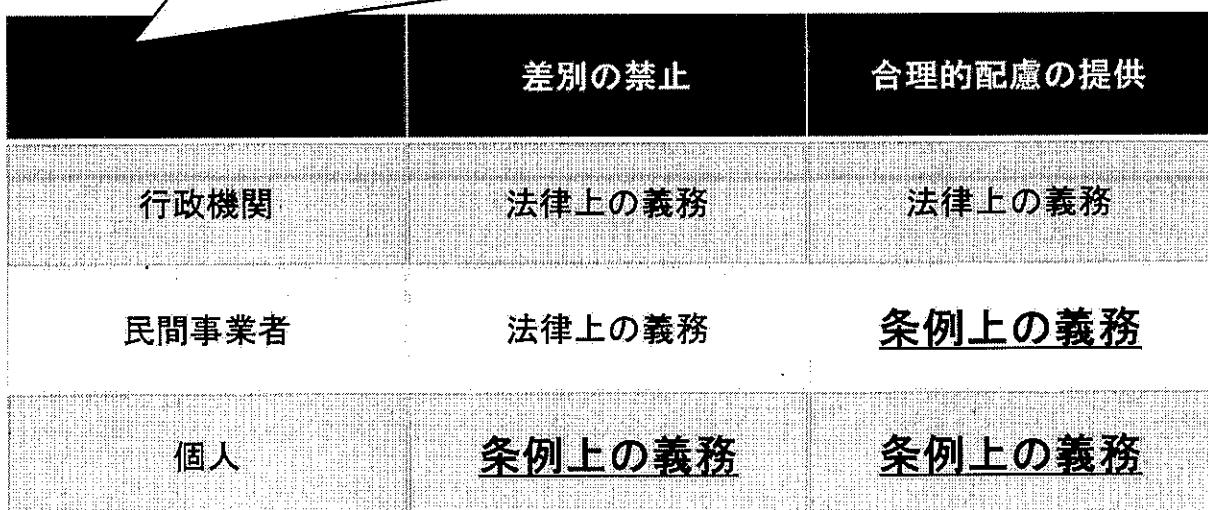
障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されるものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である。



②合理的配慮の提供等を義務化します

障害者差別解消法において、民間事業者の「合理的配慮の提供」は努力義務ですが、条例では差別解消の取組を一層進めるため、義務としました。

また、法律では対象外の個人に対しても「差別の禁止」および「合理的配慮の提供」を義務としました。



7



③相談・解決の仕組みを整備します

相 談

あっせん申立

勧告・公表

- ・障害のある人だけでなく誰でも障害を理由とする差別に関する相談ができる
- ・専門性を持って中立の立場で相談に応じる「障害者差別解消相談員」を置く（2名）
- ・障害者が相談する際に自らの立場を適切に表明するために必要な支援を行う「地域アドボケーター」を福祉圏域ごとに置く

- ・相談で解決しない場合には、あっせんの手続きに移行
- ・あっせんの手続きは、委員会のあっせん部会が行う

- ・正当な理由なくあっせんに応じない場合、知事は勧告できる
- ・勧告に従わないことに正当な理由がない時は公表することがある

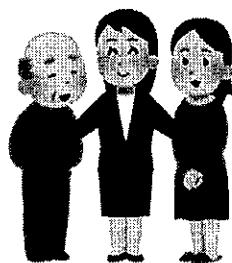


「地域アドボケーター」の設置

(課題)

差別に気づかない、差別があっても声をあげられない。

障害当事者への気づき、支援のために



自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁(サポート)するなど、障害者の権利を擁護し、相談員につなぐ役割を担う「地域アドボケーター」を新たに設置

9

SDGs
持続可能な社会の実現
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
10.平等な機会と選択のため、互いに支え合う共生社会の実現

障害者差別解消総合推進事業（新規）【予算額 14.1百万円】

目的 平成31年4月に施行予定の滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的に事業を実施する。

健康医療福祉部
障害福祉課（内3541）

事業内容

事業イメージ

- (1) 差別解消の相談体制等の整備
 - ① 障害者差別解消相談員の設置
 - ② 地域相談支援員（地域アドボケーター）の設置
 - ③ 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の設置
- (2) 障害の社会モデルの普及と合理的配慮の更なる促進
 - ④ 啓発物品の作成（条例リーフレット等作成）
 - ⑤ 障害の社会モデル研修の開催
 - ⑥ ヘルプマークの普及・啓発
 - ⑦ 出前講座の開催（事業者団体等に障害当事者を講師として派遣し、相互理解を促進）
 - ⑧ 合理的配慮の先駆的取組に対する助成モデル事業（点字ブローカーによる筆談ホートの設置等に対して助成）
- (3) 障害者差別のない共生社会づくりに向けた実態調査
 - ⑨ 共生社会の実現に向けた実態調査の実施（障害当事者への調査 + 県民への調査）

スケジュール等

- (1)については平成31年度10月から開始
- (2)については平成31年4月から開始
(⑧はモデル事業としてH33まで)
- (3)については平成31年度限り

(1) 差別解消の相談体制等の整備

(2) 合理的配慮の更なる促進

(3) 障害者差別のない共生社会づくりに向けた実態調査

条例施行後(H31.4一部／R1.10全部施行)の状況①

(1) 差別解消の相談体制等の整備(R1.10～)

① 障害者差別解消相談員

⇒ 県庁に経験が豊富な相談員(保健師、社会福祉士)を2名設置

⇒ 何人(障害のある方やご家族等)からの差別や虐待の相談を受付

② 地域アドボケーター

⇒ 7圏域の地域障害者自立支援協議会等から推薦を受けて県が委託

⇒ 障害当事者、ご家族、民生委員や相談支援事業所職員等の多様な26名を配置

⇒ 基本的には気付いた差別をつなぐ役割だが一覧を県ホームページに掲載

③ 障害者差別のない共生社会づくり委員会の設置

⇒ あっせん等を行う知事の附属機関(障害者差別解消支援地域協議会の機能も)

◆条例施行後の相談件数

平成31年4月～令和元年9月 相談件数 27件

令和元年10月～令和元年12月 相談件数 34件(うちアドボケーター経由7件)

(参考:H30=44件、H29=46件、H28=43件 ※市町、県教委、県警含む全県の件数)

11

条例施行後(H31.4一部／R1.10全部施行)の状況②

(2) 県民・事業者等への周知・啓発

① パンフレットやガイドライン等の作成・配布

⇒ 簡易チラシ10,000部 パンフレット8,500部 啓発用ティッシュ6,000部

② 条例フォーラムの開催

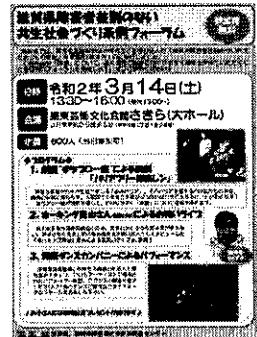
⇒ R1.7.15南部会場 104名 参加 / 7.30北部会場 144名 参加

⇒ R2.3.14に施行後1年のフォーラムを開催予定

③ 条例や障害等への理解促進のための出前講座

⇒ 企業、学校、自治会等での学習会等へ当事者や専門家を無料派遣

⇒ (条例の説明会等も含めると)56回 開催(令和2年1月末時点)



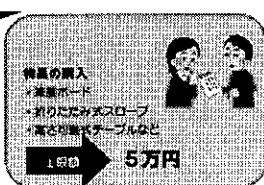
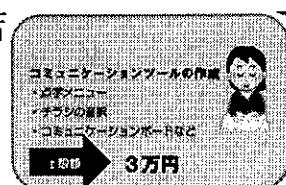
④ 合理的配慮の取組に関する助成事業

⇒ 筆談ボード(119件)、※医院、歯科医院、薬局、道の駅、観光案内所等

⇒ 折りたたみ式スロープ(2件) ※自治会、飲食店

⇒ 車いす、可動式テーブルなど(3件)を交付決定

※病院(令和2年1月末時点)



条例施行後(H31.4一部／R1.10全部施行)の状況③

(3)障害の社会モデル研修等

①県・市町職員

⇒県幹部職員(知事、副知事、教育長、県警本部長、各部長等)向け「障害の社会モデル研修」

⇒統一テーマ職場研修の実施(条例の内容や障害の社会モデル)

⇒町長会議/市町主管部長/課長会議や市町担当者会議等での条例説明

②地域アドボケーター

⇒「障害者権利条約と障害の社会モデル」と題した研修の実施

⇒7圏域ごとに各市町担当者/地域アドボケーター/保健所の担当者/県担当および
障害者差別解消相談員による「障害者差別解消に向けた情報交換会」の実施

③障害者差別のない共生社会づくり委員会

⇒第1回委員会にて「障害者権利条約と障害の社会モデル」と題した講演の実施

13

令和2年度予算(案)

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に基づく施策

障害者差別解消総合推進事業（継続）

【予算額607.1万円 (H30=1,410万)】



平成31年4月に施行した滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に掲げる、障害を理由とする
差別の解消を推進し、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を
尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的に事業を実施する。

目的

条例の認知度はまだ低い

・フォーラム等の参加者も当事者や福祉事業者など関係者が中心

・障害者差別の解消につながる実効性のある相談体制の強化が必要

方策

条例の理念や「障害の社会モデル」の更なる周知

開心のない隣へ窓野を広げる新たな周知

相談体制等の機能強化と連携体制の充実

事業内容

- (1)「障害の社会モデル」の普及・啓発
 - ①出前講座の実施(内容等のブラッシュアップ)
 - ②条例フォーラム(障害の社会モデル研修/年2回)
 - ③啓発ツールの作成(テレビ滋賀プラスワンの活用等)

事業イメージ

- (2)合理的配慮の更なる促進

- ①合理的配慮の先駆的取組に対する助成の継続実施
 - (点字メニューや筆談ボードの設置等に対して助成)
- (3)条例に基づく相談体制等の強化
 - ①地域アドボケーター(地域相談支援員)の配置
 - ②障害者差別解消相談員の配置
 - ③障害者差別のない共生社会づくり委員会の設置
 - ④「障害の社会モデル研修」や情報交換会の開催

- (3)相談体制等の強化



障害者差別のない滋賀へ



全ての県民が障害の有無
によって分け隔てられることなく
相互に人格と個性を尊重
し合いながら共生する滋賀
の実現！！



手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討状況

時 期	会議の設置・開催等
H30年10月10日	障害者施策推進協議会において「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例小委員会」の設置を承認
H31年 3月26日	小委員会第1回会議開催(経緯の共有、関係団体のヒアリング結果等)
R元年 7月 8日	小委員会第2回会議開催(意見交換)
R元年 7月11日	障害者施策推進協議会に検討経過を報告
R元年 9月 9日	小委員会第3回会議(論点整理)
R元年11月19日	小委員会第4回会議(専門家からの説明、意見交換) ①高田 英一氏(社会福祉法人全国手話研修センター日本手話研究 所長) 「滋賀県手話言語条例を考える『手話は言語』その理解と普及のために」 ②関根 千佳氏(株式会社ユーディット会長、同志社大学政策学部客員教授) 「情報のユニバーサルデザインが拓く日本の未来」 ③奥村 信満氏(近江八幡市福祉保険部障がい福祉課 課長) 「近江八幡市みんなの心で手をつなぐ手話言語条例について」
R 2年 1月15日	小委員会第5回会議(論点整理についての意見交換)
R 2年 3月予定	小委員会第6回会議(中間まとめ(案)検討)